

令和7年度  
第11回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和8年2月10日開会

高松市農業委員会



令和7年度第11回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和8年2月10日（火）午後2時開会

開催場所 香川県農協中央一宮支店 2階 会議室

出席委員 20人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 25番 山田 憲一

欠席委員 4人

- 2番 真鍋 俊二
- 18番 中田 茂富
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

農業委員会事務局出席者

事務局 長

兼農政課長 塚原 雅樹

農政課長補佐 森 亮介

農地係長 森 明雄

農政管理係長 山崎 博司

副 主 幹 稲積 直子

主任主事 多田 利浩

職 員 松木 英昭

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 審査請求に係る審理終結予定通知について

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第11号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長**（会長） ただ今から、令和7年度第11回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番真鍋委員、18番中田委員、23番谷本委員、24番奈良委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び22番橋田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**松木職員** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番、3番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、4条許可申請の4番に関連しています。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2ページを御覧ください。

5番、6番、7番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3ページを御覧ください。

8番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3条許可申請 所有権の13番に関連しています。

10番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4ページを御覧ください。

11番、12番も、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作

補償はありません。

13番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

1番は、売買目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3番は、耕作目的のため、農地法3条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3条許可申請 所有権の4番に関連しています。

6ページを御覧ください。

4番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、転用目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6番は、耕作目的のため、農地法3条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

7ページを御覧ください。

7番、8番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

9番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件は金銭です。

8ページを御覧ください。

10番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

11番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について13件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書第2号を御覧ください。

1番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

車両の増加により、車庫の増設が必要となり、先代が造成建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、相続に際し資産調査をしたところ、申請地に越境していたことが分かり、追認許可を得て解消しようとするもので、隣接の農地関係者との調整も終えており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が539.88平方メートルあります。

既存宅地と合わせ、審査基準で定める非農家の自己住宅面積500平方メートルを超えますが、隣接に所有地はなく、農業上利用しがたい200平方メートル未満の狭小残地であり、適当と考えます。

2番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地の形状、建物配置から、西側に接する県道側からの車両進入が便利で、所有農地の内、宅地に囲まれた申請地を車両置場として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年頃に世帯員の増加に対応するため先代が造成し、利用していたものですが、この度、所有地の調査において、申請地が許可を得ていないことが分かり、追認許可を得て適法状態にしようとするもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が、493.99平方メートルあります。

3番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

申請地の東奥には申請者が所有する賃貸アパートがあり、車両を利用する借家人の高松市道への接続を容易にするため、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準について、先代が昭和47年頃に造成、築造したもので、許可を得ていないことが分かり、この度追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、139平方メートルあります。

4番は、農業用の倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

所有する1町ほどの農地の管理のための農作業用の機械、道具及び軽トラックを保管する倉庫を申請地近くに居住していた祖父が必要としたもので、転用理由と農地区分については適当であ

ると考えます。

一般基準については、昭和28年頃に建築済みですが、最近父親から農地も含め相続した際に、申請地に許可を得ず建物建築していることが分かり、適法状態にしようとして追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第18条第6項通知3番に関連しており、併用宅地が91.46平方メートルあります。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地とし転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族が増えて、高松市道の北奥に位置する宅地に住宅を建て替えた際、市道からの出入りが便利になるよう進入路、駐車場用地を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和45年頃に宅地及び農地の利便性の向上のため、土地の整形も兼ね、父親が造成したのですが、昨年末の相続時に許可を得ていないことが判り、適法状態にしようとして追認許可を得るもので、農家住宅の敷地面積1,000平方メートルを超えていますが、超えた面積は200平方メートル未満の土地整形も兼ねた狭小な面積であり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が958.83平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

6番は、公園用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、北側が香川用水に、南側が農道、水路及び商業施設に挟まれた細長い三角形の土地で、昭和48年に香川用水の用地として収用された土地の狭小な残地で、その後、南側に大型商業施設が建設されるなどして、農地としての利用が困難となり、不特定多数の方が利用できる香川用水の親水公園として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年頃に造成済みで、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

居宅及び納屋が手狭であり、家族が増え、農業経営上大型農機具等に対応するため、拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和41年頃に先代が建築済みですが、相続後、申請地に越境していたことが分かり、追認許可を得、解消するもので、隣接農地関係者との調整も図られており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が365.19平方メートルあります。

8番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分されます。

既存住宅が老朽化し、新たな住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年頃に建築済みで、他の農地の転用を計画、調査していたところ、申請地に越境していたことが分かり、解消しようとして、追認許可を得るものです。

なお、既存住宅は、主に物置として利用予定で、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が864.62平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**稲積副主幹** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、令和6年6月10日付けで、共同住宅2階建1棟の共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、予想以上の建築資材の高騰により共同住宅の建築見込みが立たなくなり、許可目的の達成が困難となっていたところ、申請地は用途地域内で周辺の住宅増加で駐車場需要があるため、転用目的を露天駐車場用地に変更し、併せて工事期間を延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

**富本委員** 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、橋田委員と私の2名で、午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は所有権移転2件です。所有権移転の1番については、香川県農業会議の常設審議委員会の現地調査を実施しています。

1番は私、2番は橋田委員から説明申しあげます。

それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権移転について説明申しあげます。別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立十河小学校北600メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地の比較検討をした結果、申請地は、主要地方道高松長尾大内線に近く、近隣には複合型の大型スーパーもあり、生活に便利で、現在、当地区で手持ち販売案件を持たない転用者が、営業活動から得た、住宅購入顧客の要望を満たそうと計画したものです。

申請地は、最近の顧客の要望の高い、敷地面積が最低でも200平方メートルを確保できるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、2番は、橋田委員が説明します。

**橋田委員** 現地調査委員の橋田です。

2番は、高松市立植田小学校西200メートルに在り、造園・エクステリア・土木工事業を営む転用者が、受注の増加により既存の資材置場が手狭となり、事業を行う上で必要であることから、伐採した樹木やその樹木から作る薪を6トン及び砂利9トンを置く露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地の比較検討をした結果、申請地は、本社事務所から120メートルほどの場所で資材の管理がし易く、主要地方道三木綾川線及び中徳三谷高松線の交差点にあり、事業車両の出入り及び作業効率の良い用地で、この度、土地所有者との売買協議が整い計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

**稲積副主幹** その他の議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校施設や商業施設が近く、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が650.69平方メートルあります。

2番は、独立開業する医師が病院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は西側が県道に、東側が市道に面し、利用客の交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が944.83平方メートルあります。

3番は、薬局経営する法人が、薬局用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、2番申請地の病院用地に隣接し、病院利用者が便利で利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が2,499.83平方メートルあります。

4番は、運送業を営む法人が、現在借りている駐車場が遠方にあり不便で返却するため、代替りの露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人代表者の自宅近くにあり、県道からの出入りも容易で利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書13ページを御覧ください。

5番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校施設やJRの駅が近く、生活するのに便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が696.05平方メートルあります。

6番は、不動産業を営む法人が、テナント施設を建設し事業収入を得るため、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道33号線に面し、利便性が良く、店舗や事務所としての需要があることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が1,109.57平方メートルあります。

7番・8番は、特別議案です。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年6月に造成済みですが、住宅用地として追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、周辺に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、居宅を建築した際、南側の農地に越境していたものを是正するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年頃に造成及び建築済みで、この度追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用許可済地が、832.00平方メートルあります。

3番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し、相互扶助が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農

地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が36.00平方メートルあります。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、貸人の所有地は申請地のみで、県道沿いで利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成30年頃に造成済みで、住宅用地として追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権6件、使用貸借4件、計10件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**松木職員** 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。議案書15ページを御覧ください。

1番は、令和7年12月5日付けで、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可を受けていましたが、申請人が、隣接する農地と合わせて改めて権利移転するため、3条許可の取消願があったもので、3条許可所有権2番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**松木職員** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

3条許可取消願1番に関連しています。

3番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

使用貸借による農地返還通知3番に関連しています。

5番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

6番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

17ページを御覧ください。

7番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

8番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹等を栽培するものです。

10番は、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹等を栽培するものです。

18ページを御覧ください。

12番、13番、14番は、兼業・高齢化による経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、いずれも花を作付けするものです。

15番、16番は、所有者の労働力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するものです。取得後は、15番は野菜、16番はキウイを作付けするものです。

17番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、

取得後は水稻と野菜を作付けするものです。

19 ページを御覧ください。

18 番は、所有者の耕作不便の農地を、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

19 番、20 番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、19 番は野菜、20 番は水稻と麦を作付けするものです。

21 番は、農業を廃止する所有者が、新規営農を希望する娘に部分贈与するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

22 番は、農業を廃止する所有者が、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はブルーベリーを栽培するものです。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権の設定について御説明いたします。

議案書の20 ページを御覧ください。

1 番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する借受人が借受けるもので、取得後は野菜を作付けするものです。

貸借期間は3年間となっていますが、賃貸借契約書には、契約満了の1年前から6ヶ月前までに、相手方に契約更新しない旨の通知をしないかぎり、同一の期間で更新される旨が明記されています。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借の設定について御説明いたします。

議案書21 ページを御覧ください。

1 番は、経営移譲年金を受給するため、所有者から後継者である子へ10年間の使用貸借権を設定するもので、貸借後は柑橘を栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転22件、賃借権1件、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしく御願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書 第8号を御覧ください。

1番、2番、3番及び次のページの7番は、隣接農地の通作等の利便性向上のため、非農地

証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

4番、5番及び次のページの6番、8番は、耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 審査請求に係る審理終結予定通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積副主幹** 議案第9号 審査請求に係る審理終結予定通知について御説明します。

まず、資料1の2ページを御覧ください。

行政不服審査法に基づく審査請求に係るこれまでの審理の状況と今後のスケジュールの表になっています。

申請の内容ですが、転用申請地の間に法定外の水路がありましたが、その用途廃止の手続を行わないことから、申請地と一体的に土地利用する見込みが無いと判断し、不許可処分とした案件です。

令和7年8月8日付けで農地法第5条第1項の規定による許可申請の不許可処分をし、それに対し9月17日付けで不許可処分の取消と許可を求める審査請求書が提出され、その後、処分庁である農業委員会から12月5日付けで弁明書の提出があり、審査請求人からは12月24日付けで反論書の提出があったという状況となっています。

審査庁である農業委員会としては、処分庁の弁明書と審査請求人からの反論書の内容を精査した結果、不許可の理由についての双方の主張について、新たな主張・事実はないと判断しますので、行政不服審査法第41条第1項の「必要な審理を終えたと認めるとき」に該当すると判断し、追加の主張立証がない場合は、審理を終結としたいと考えております。

資料の1ページを御覧ください。

そこで、資料1ページの文面のとおり、審査請求人及び処分庁に対し、令和8年2月27日までに追加の主張立証の提出がない場合は、審理を終結する予定であることの通知を発出することについて、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

また、終結予定通知後、双方から追加の主張立証が提出されなかった場合には、3ページの文面のとおり、審理終結通知文を発出したいと考えておりますので、併せて御審議をお願いします。

再度、2ページを御覧ください。

審理終結通知後は最終的に裁決するという流れになりますが、追加の主張立証があった場合、内容によっては、裁決までのスケジュールは変更になる可能性があります。審理終結予定通知後の状況については、また定例総会で御報告します。

以上、議案第9号、審理終結予定通知について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 審査請求に係る審理終結予定通知について、原案のとおり発出することに決定いたしました。

次に議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議案とします。事務局の説明を求めます。

**山崎農政管理係長** 議案第10号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。座って説明させていただきます。

本件は、令和8年1月20日付けで、農用地利用集積等促進計画(案)において、香川県農地機構より、農業委員会へ意見を求められているものであり、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地の貸付先の変更を行う農用地利用集積等促進計画案と、昨年12月の農業相談会等により、令和8年4月1日付けで中間管理権を利用した貸借となる新規、更新、移転・再貸付けに伴う貸借となる農地利用集積等促進計画案になります。なお、香川県の公告予定日は、同年3月30日となっています。

まず、1ページの農地の貸付先の変更を行う農用地利用集積等促進計画案の総括表を御覧ください。

申出件数が13件、筆数が45筆、面積が45,178.45平方メートルとなっております。

2ページは、各地区の貸借の一覧表となっており、表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

続きまして、4ページの新規、更新、移転・再貸付けに伴う農地利用集積等促進計画案の統括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数が436件、筆数が1,069筆、面積が109万2,799.43平方メートルとなっております。

5ページ以降は、各地区の貸借の一覧表となっており、表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、

機構がこれから貸付けを行う耕作者と設定する権利の内容となっています。

なお、最後の45ページには、農業委員会の意見として、意見なしと回答することとしています。

以上、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、次に議案第11号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**山崎管理係長** 議案第11号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について御説明申し上げます。資料3を御覧ください。

本件の対象農地については、令和4年に香川県農地機構が中間管理権を取得し、担い手に貸付けを開始しましたが、赤字経営が続き事業継続が困難なため会社を解散する旨申出があり、借り手と香川県農地機構との間で合意解約が成立しています。

その後、香川県農地機構において、新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行っておりましたが、1年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付けを行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うにあたり、市農業委員会の意見を求められているものです。

1枚めくっていただくと、1ページに現場の状況、2ページに契約の解除要領を附しています。

次に3ページを御覧ください。本件の農地機構への回答案としては「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第11号、農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について、御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意見のない旨決定し、意見回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

**森農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、御報告申しあげます。  
資料4を御覧ください。

令和8年1月7日から同年2月3日分まででございます。

まず 許可件数でございますが、12月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が8件、1月議決分といたしまして、4条が13件、5条が21件、合計で4条が14件、5条が29件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が9件、1月議決分といたしまして、4条が0件、5条が23件、合計で4条が1件、5条が32件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容につきまして、御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず4条関係です。令和7年11月議決分の2番が、右端欄のとおり開発許可未了により許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。令和7年5月議決分の所有権の12番が、右端欄のとおり、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により許可保留となっております。

次に、同年6月議決分の所有権12番が、右端欄のとおり、用途廃止未了により許可保留となっております。

次に、同年9月議決分の所有権18番、34番、43番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認、用途廃止未了により許可保留となっております。

次に、同年11月議決分の所有権13番、23番、24番が、右端欄のとおり、開発許可、用途廃止、道路工事承認、法定外占用未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同年12月議決分の、所有権1番が、右端欄のとおり盛土規制、道路工事承認未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

令和8年1月議決分の所有権3番から7番、9番、11番、12番、14番から19番が、右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外占用、盛土規制、用途廃止未了により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、1月議決分の所有権24番、27番、29番から31番、33番から35番と賃借権の1番が、右端欄のとおり、それぞれ盛土規制、道路工事承認、法定外占用未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

許可保留案件は、ありませんでした。

今回の許可状況の報告は、以上です。

**議 長** ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

**谷口委員** 2ページの令和7年5月、及び6月の許可保留案件で、開発許可、法定外占用、道路工事承認等未了によりとなっているが、具体的にどのような状況なのか教えてください。

**稲積副主幹** まず5月の12番について、前回の総会の中で1月中に対処すると説明させていただきましたが、手続の進捗が遅れておりまして、まだ許可を出せておりません。開発の方については先月の中下旬に本申請があり、許可見込みがあると聞いており、完全に手続が止まっている訳ではなく少しずつ前に進んでいます。ただし時間が掛かり過ぎている点については、速やかに手続を進めるよう指導してまいります。

6月の12番につきましては、用途廃止について地元との話合いがついていないことにより、手続ができていませんが、2月中には手続を行うと聞いておりますが、更に延びるようであれば、申請の取下げも考えて貰う場合があることを申請代理人に伝えております。

**議 長** 他にございませんか。

**白井委員** これらの保留案件については同じ業者、関連業者が並んでおり、開発関係の規制が雑なのではいかと感じました。基本的なことですので指導をよろしくお願いします。

**議 長** ありがとうございます。保留案件が複数重なっているというのは、好ましくありませんので、事務局の方で十分な指導等をお願いします。

他にございませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和7年度第11回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会